

第 4 5 7 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 6 年 9 月 2 9 日（月）

午前 9 時 3 0 分 開 議

1. 平成 2 6 年 9 月 2 9 日、第 4 5 7 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	前 川 裕 量
2 番	木 村 いづみ	9 番	松 岡 秀 人
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	難 波 靖 通
4 番	城 谷 英 之	1 1 番	小 林 博
5 番	富 田 昭 市	1 2 番	高 井 國 年
6 番	北 山 孝 彦	1 3 番	釜 坂 道 弘
7 番	石 野 光 市	1 4 番	志 水 正 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	松 尾 成 史
会 計 管 理 者	萩 原 昌 美	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之	住 民 生 活 課 課 長 補 佐	成 田 邦 造
健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一	農 林 振 興 課 長	井 上 茂 樹
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
日程追加 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣
第 6 閉会中の所管事務調査申出
第 7 閉会中の継続審査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
日程追加 追加議案の上程、討論・採決

- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の所管事務調査申出
- 第 7 閉会中の継続審査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりでございます。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

1 番 もち麦のことで1点お聞きするのを忘れておりましたので、総括質疑に合うかわからないかわかりませんが、質問させていただきます。

貸借対照表で無形固定資産で、昨年までは保証金、差入保証金というのがあったんです。ずっと昨年も一昨年も、2年前、3年前、4年前、5年前とありまして、ことしのこの3月末にはそれがないんですが、どのようになったんでしょうか。

地域振興課長 ご質問の差入保証金につきましては、キヨスクに対する保証金でございます。これまでは、その差入保証金という制度があったんですけれども、これがなくなりましたので、その返還を受けたものでございます。

実際にはまだ商品はそこで販売をしていただいております。

1 番 今の答弁からいたしましたら、取引所があって、そのまま取引は継続されていると、このように理解してよろしいんですね。

地域振興課長 取引はそのまま継続をいたしております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

5 番 介護保険の決算概要について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

この制度につきましては、初めてできたのが平成22年でありまして、そして、今回はこの平成25年度の第5期事業におきましては、標準報酬月額が3,600円から4,800円に引き上げになっているわけなんですね。

そして、この数字をもとにして、この介護保険給付執行状況を見てみると、前年度の決算に比較いたしましたして、この25年度の決算額が11億9,358万4,915円という形でもって、計上されておりました、比較しますと、前年度より2億6,164万647円という増加になっているわけなんです。

それでこれ要するに、この分、上がった分において、またこの介護の給付状況も非常に高額にふえていますので、これの採算状況はどうなっているのか、ご説明のほうをお願いいたします。

健康福祉課長 25年度決算におきましては、第5期の3年計画のちょうど真ん中の2年目となります。今、言われましたように、本年度はそうでもないんですけれども、一応計画よりも低めに若干右肩上がりの給付費の状況となっております。保険料は

4, 800円という想定をしております。

来年度からまた保険料を算定するわけでございますけれども、ことしの3年目も踏まえて、第6期については、また実施計画において適正な保険料を定めていきたいと思っております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

9月9日の本会議2日目において、議案17件及び請願1件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。

各委員長から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

最初に、事務局に決算審査特別委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに決算審査特別委員長に詳細なる説明を求めます。

難波決算審査特別委員長。

難波決算審査 皆さんおはようございます。

特別委員長 決算審査特別委員会から、議案審査の報告をいたします。

本委員会は9月9日、議会2日目に設置をされました。

委員は議席番号が偶数の議員が委員となります。

互選により、委員長に私、難波、副委員長に高井議員が選出をされました。

本委員会に付託された議案は8件であります。内容は、平成25年度の各会計の決算認定で、議案第48号から議案第55号までの8件でございます。議案名は割愛をいたします。

現地視察も含め、9月10、11、12、16日に委員会を開催いたしました。町長、副町長、教育長、技監、関係各課長、担当者の出席のもと、その予算がいかに適正に執行されているか、また、期待した行政効果が得られているか、さらに改善、改革を要する点はないかなどの視点から、慎重に審査をいたしました。

議会朗読のとおり、いずれの決算も認定すべきものと決定をいたしました。

以下、決算の概要と、それぞれの会計において質疑のあった事項について、報告をいたします。

第1日目、2日目は一般会計でございます。

議案第48号、平成25年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、審査報告をいたします。

歳入額は予算現額81億1,110万、決算額75億2,257万5,280円、予算に対し5億8,852万4,720円の減であります。

当町の決算を見ると、国の財政施策はまだまだ地方まで効果が波及していないように思われます。税収では個人所得割は前年に比べ574万7,182円の減、法人町民税は企業収益が改善せず、1,546万200円の減収となっています。固定資産税は償却資産が1,071万9,053円の増収、全体では677万8,557円の減収となっております。

給与減額等により7,731万8,000円の歳出削減が図られ、また当初予算と比較して町民税の増収があったため、2億4,750万円の財政調整基金の積立が行われました。給与減額をせずに財政調整基金の積立ができるように努力をされたいというふうに思います。

実質単年度収支額は2億6,272万9,473円で、5年連続の黒字であります。

委員からあった主な意見を報告申し上げます。

不納欠損1,156万1,588円、収入未済額2億5,153万7,114円、不用額1億6,469万2,731円について質疑がありました。「滞納されている方は生活困窮者や所得のない方です。職員は、夜間徴収等で徴収努力をしています。不納欠損は福崎町財務規則に基づき処理しています。また、不納欠損は時効や生活困窮者、行方不明者などです。不用額は入札減や経費の節減に努めた結果です」との答弁がありました。

「税の公平性から、徴収体制の改善を図り、徴収に鋭意取り組まれない」「予算の審査のあり方、必要なところへ予算配分等を進め、過剰予算や事業中止がないように努められたい」「ハイブリッド車の普及により、自動車取得税が減収となっている。補填はあるのか」との質疑に、「地方特例交付金での補填は住宅借入の特例控除のみです。自動車取得税の減税分は扶養控除の廃止の改正でなくなり、所得税の地方増収分で賄っている」との答弁がありました。

歳出は、予算現額81億1,110万、決算額は73億3,690万7,269円で、翌年への繰越額6億950万円、不用額1億6,469万2,731円です。

25年度の大きな事業は、八千種幼児園建設、町道八反田八千種線、長野橋橋側歩道橋の整備、大庄屋三木家の保存修理となっております。

26年度への繰越事業は、役場庁舎の耐震改修工事、多目的グラウンドの整備などです。

歳出の中で委員からあった主な意見を申し上げます。

「給食センターの地産地消の取組目標は16%、実質は11.4%であり、目標達成に努力されたい」との意見がございました。

次、ハザードマップについて意見があり、「事業申請はこの名称を使用しているが、実際は防災マップであり、他のページにも防災マップの文言がある。当町の名称に合致するよう訂正すべきである」との意見がありました。今朝ほど訂正をしていただいております。

次に、職員研修事業について、接遇訓練を行わなかったために支出が減少したが、業績評価研修を監督職を対象に実施したとのことです。「職員研修には積極的に職員の参加を促し、職員の資質、知識、やる気の向上に努められたい」との意見がございました。

次に、損害賠償についてであります。賠償金は次の5件です。草刈り時の飛び石で車両のガラス破損7万5,495円、町道のグレーチングによりタイヤ破損6,825円、町道の舗装沈下により段差で車両の底部を破損9万8,388円、町職員が業務中に自転車と接触、物損のみの損害賠償で1万7,000円、保育所バスが自動車と接触3万6,000円、合計23万3,708円、パトロールや安全教育に努め、事故防止に鋭意努力されたい。

次に、通学路の安全対策について、「通学路整備事業の決算額が13万9,650円となっているが、この金額で児童の事故が防げるのか」との質疑があり、「通学路整備事業は、高岡小学校校区に警戒標識を設置したもので、ほかに交

通安全対策事業でカーブミラーの購入に８７万円、カーブミラーの修理に７１万円支出している」との答弁がありました。今後も住民の要望をくみ上げ、安全・安心なまちづくりに努めていただきたい。

次に、巡回バスサルビア号について、「交通システムが変わり、委託料が２００万円程度増学となった。成果はどうか」との問いに対し、「郊外便は電話予約や乗り継ぎで利用者が伸びませんでした。２６年度は川西地区を定時定路線形に変更し、一部では乗り継ぎなしでまちなか便に乗れるように改善しました」との答弁がありました。今後も改善に努め、住民が利用しやすい交通システムを構築願いたい。

次、敬老祝賀事業について、「委託金からの支出は、町が事業主体であれば委託金からの支出がよいが、実質は各自治会が実施をしており、補助金のほうがよいのではないか」という問いに対し、「検討します」との答弁がございました。

次、外出支援サービス委託料４２０万９，０４８円は、町内業者４社に１５キロ範囲の医療機関に通えるように委託したサービスです。基金を活用しており、限界があるとのことではありますが、よい制度であり、範囲を広げてでも継続を検討すべきであるとの意見がありました。

次、学童保育は家に帰っても誰もいない小学１年から３年の児童を対象に実施しています。放課後子ども教室は週１回低学年児童を対象として、他の学年と下校時を合わせることにより、帰宅時の安全を確保しています。福崎小学校、高岡小学校では、希望者を募ったが希望者がいなかったとの答弁がありました。委員からは「教育の機会均等の立場から、全校で実施できることが望ましい」との意見がございました。

次、製鉄記念広畑病院に対する負担金の支払理由、支払先について質疑がありました。「なぜ、製鉄記念広畑病院だけ負担金を支払うのか」との問いに対し、「製鉄記念広畑病院に対し、国の補助金で不足する分を西播磨、中播磨の各市町が負担金を支払っています。この負担金は、過去の救急搬送件数の割合で決まっています。ほかに姫路医療センターが重篤な患者を対象とした３次救急に指定されておりますが、公立であり、不足額は発生しておりません」との答弁がありました。

次、決算報告書の公害対策事業中、協定値を超した事業所があるとの記載があり、「ふだんから指導の徹底を図り、協定値を遵守させるべき」との意見があります。

次、消防事務委託料についての質問がございました。「今の委託料がこのまま続くのか」との質疑があり、「旧中播消防署の職員の退職金、車両の整備、情報通信施設の整備、そういった状況で金額が変わる」との答弁がございました。

次、全国大会で活躍する学生が紹介されましたが、「それ以外にも全国大会で活躍している生徒がいる。十分調査をお願いしたい」との質疑に対し、「これまで以上に情報収集に努めます」との答弁がございました。

第３日目、議案第４９号、国民健康保険事業特別会計の審査報告をいたします。

歳入は予算現額１９億６，９００万円、決算額１９億４，６６９万８，８５８円、予算に対して２，２３０万１，１４２円の収入減となっております。

歳出は予算現額１９億６，９００万円、決算額１９億９，０９８万７，１２２円です。不用額６，８０１万２，８７８円、不納欠損４９５万６，７００円、収入未済額１億４，５３５万６，１０３円です。

質疑は、「決算報告書に医療費の増加の表現がある。実際は前年に比べ４．

3%の減、資料で決算見込みとあるが決算額ではないか。増加は全国的な傾向を述べているが、ここは町の状況を説明する場所であり、違和感がある」との質疑があり、「記述には気をつけます。49号資料の3ページ、4ページの決算見込み額の表示は決算額の誤りです」との答弁がありました。

「平成29年度から国保が広域化する。国保財政調整基金の取り扱いはどうなるのか」との問いに対し、「25年度末で基金は1億5,000万円、26年度国庫への返金が約2,400万円、残り1億3,000万円程度、この基金もとに税率を現在下げている。3年間で毎年330万円ずつ取り崩し、3年後の残りは約3,000万円となりますが、この取り扱いについては決まっておりません。一般会計に繰り入れる可能性もあります」との答弁がありました。適正な基金管理を求めます。

医療は住民の命にかかわる問題であり、所得の少ない人は相談に応じたり、免除をしたり、皆保険を目指して努められたいと思います。

議案第50号、後期高齢者医療事業特別会計決算の審査報告を行います。

歳入予算現額2億1,210万円、決算額2億1,096万2,923円、予算額に対し113万7,077円の減、不用額394万5,741円、不納欠損額3,680円、収入未済額131万8,110円です。

「決算報告書に一部の地域を除きとあるが、豊岡市以外にあるのか」「2年ごとの見直しで例外があるのか」との問いに対して、「県より20%以上安い地域は豊岡市のみですが、25年度で終了です」「2年ごとの見直しの例外はありません。しかし、もう一つの医療の確保が著しく困難な地域では、香美町は5地区、豊岡市は3地区ある」との答弁がございました。

議案第51号、介護保険事業特別会計について、報告をいたします。

「小規模多機能型居宅介護事業所建設費3,000万円、小規模多機能型居宅介護事業開設準備費540万円とあるが、以前の施設建設補助金は4,500万円と記憶しているがどうか」との質疑があり、「以前の施設は認知症対応デイサービスが併設されており、1,000万円補助金が上乗せになっている」との答弁がありました。

「中播磨健康福祉事務所との合同で行われた介護保険サービス事業所の監査結果はどうであったか」との質疑があり、「人員配置、施設の整備、給付の適正等について監査し、10事業所のうちの1事業所に給付算定誤りがあり、過誤で返金してもらいました」との答弁がありました。今後も各施設が適正な事業運営となるよう、指導願いたい。

「未収金219万円の増加原因は何か」との問いに対し、「保険料の上昇、年金の減額等が考えられる」との答弁がありました。

「健康運動指導士の導入の成果は」との質疑があり、「健康運動指導士は国家資格ではないが、保健師等では運動知識が十分でなく、ふくろう体操、転倒防止教室、体力測定等で成果が上がっている」との答弁がありました。運動機能の強化を図り、寝たきり防止に努められたい。

議案第52号、農業集落排水事業の審査報告をいたします。

「実質収支は前年も含めゼロとなっている。不自然に感じる」との問いに対し、「歳入歳出を合わせるため、一般会計から繰り出し、調整しています」との答弁がありました。

排水管路不明水探查業務委託費について質疑があり、「大雨が降ると不明水が入ってくる。3件の原因が判明し、処置したところである。まだ、処置すべきものが残っている」との答弁がありました。十分調査し、浄化槽に悪影響が

出ないように努められたい。

議案第53号、公共下水道事業の審査報告をいたします。

「接続率68.6%、水洗化率69.1%、処理能力1日当たり5,250立米、全体の処理能力は1万2,600立米、工業団地の下水面整備が進められている。能力的にはどうか」との質疑があり、「企業は節水に努められ、また機器も節水型が増加しており、計画の1万2,600立米で余裕がある」との答弁がございました。接続率の向上に努め、環境改善、水質浄化に努められたい。

第4日目に行いました議案第54号、水道事業会計の審査報告をいたします。

収益的収入予算額は3億6,644万4,000円、決算額は3億4,364万3,556円で、予算に比べ1,531万6,444円の減、支出予算額は3億409万3,000円、決算額は2億7,406万1,460円で、不用額3,003万1,540円、資本的収入は予算2億2,915万6,000円、決算額は1億3,971万5,089円、支出は予算4億3,413万6,250円、決算額3億4,984万4,348円、不用額は888万1,362円となっています。不足する2億1,012万9,259円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,142万9,905円、過年度分損益留保資金1億9,869万9,354円で補填をされております。

主な質疑は「有収率91.9%は全国近隣と比べてどうか」との問いに対し、「全国は90%、県平均は91.8%です」との答弁がございました。「石綿管はありますか」との質疑があり、「配水管にはありませんが、配水池内では既設管に残っています」との答弁がありました。

未収金について質疑があり、「未収金は年度をまたがるものがあるが、実質的な未収金もある。主に口座振替のものが多い」との答弁がありました。

「資産減耗費の減少原因は何か」との質疑に対し、「下水道工事での既設管の入れかえが原因です。上中島で既設管が残せたこと、工事を翌年に繰り越したことによります」との答弁がありました。

配水及び給水費で、「特定の企業に偏っているのではないか」との問いに対し、「得意分野があり、その業者に依頼している。見積もりは少額なものとはっていない」との答弁がありました。

「八反田水源地を予備としているが、理由は何か」との問いに対し、「水利権の確保のために残しております」との答弁がありました。安定的に安心して飲む飲料水の供給に努力をされたい。

議案第55号、工業用水道事業会計の審査報告をいたします。

決算書3ページの資本的収入及び支出で、「当初予算がゼロとなっている。その理由は」との質疑に対し、「当初は下水工事が平成26年度から始まる予定でしたが、国の予算前倒しの意向により、25年度で補正を組み、26年度に全額を繰り越しました」との答弁がありました。

「棚卸の状況はどうなっているか」との問いに対し、「年1回実施をしている。誤差が出れば決算で減額等をしています」との答弁がありました。

「経費節減の対策はどうなっているか」との問いに対し、「送水ポンプは3年に1度更新していますが、25年度は実施しませんでした。その分が経費節減となっています」との答弁がありました。

工業団地では水を必要とする企業も多くあり、安定した水量の供給に努められたい。

用品調達基金については、質疑がありませんでした。

土地開発基金について、報告をいたします。

田口地区の土地購入目的、管理状況、購入価格について質疑がありました。「購入目的は乱開発防止、管理は年1回程度現地を見に行っている。しかし、既に山になっており、わかりにくい状況である。購入時は通常は鑑定を入れ、適正な価格で購入している」との答弁がありました。町有地の適正な管理に努められたいと思います。

現地視察は多目的公園、図書館南線、急傾斜地崩壊対策事業、西谷地区、長野橋橋側歩道橋、枯れ松伐倒事業、日光寺山、もちむぎのやかたの視察を行いました。

視察後、委員から「もちむぎ麺を製造する機械がさびていた。食品を扱う上で、また、美観上も好ましくない」との指摘がありました。

長くなりましたが、以上で決算審査特別委員会からの報告を終わります。

皆様のご賛同を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

議 長 決算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、事務局に、総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

牛尾総務文教常任委員長。

牛尾総務文教 総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審議の経過及び結果について、
常 任 委 員 長 ご報告を申し上げます。

当委員会に議案審査を付託されましたのは5議案であります。

当委員会は9月17日、役場第1委員会室に委員会を招集し、町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求めて、慎重に審査をいたしました。

まず、審議結果から申し上げます。当委員会に付託を受けました5議案とも、全て全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第58号から議案第61号は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法が成立し、この法律に基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定となっていることに関連しての議案であります。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることとなっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めていこうとするものであります。

審議の主な経過について、申し上げます。

議案第58号は、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

委員から「条例の施行日は平成27年4月1日となるのか」との問いに対し、「国の方針では、消費税を10%に上げた分を財源とすることから、予定どおり平成27年10月に増税となればそのようになるが、増税が延期されれば、国でまた協議される」との答弁がありました。また、「現在のところは平成27年4月から認定こども園に移行するという前提で進められている」とのことでありました。

「制度の内容がわかりにくく、保護者への説明をどのようにするのか」との問いに対し、「10月に保護者向けに説明会を開催して、新制度での手続について説明する」とのことでありました。

「認定こども園は現在の形態と比べて、どのように変わり、どのようなメリットがあるのか」との問いに対し、「利用する子どもの状態は変わりませんが、手続が変わります。また、所管が文部科学省と厚生労働省だったものが、認定こども園では、内閣府になる。また、3歳から4歳の保育を必要としない子どもは、今までは保育所に行けない、幼稚園にも行けないという状況でありましたが、それを改善することが大きなメリットである」とのことでありました。また、「保護者の負担はどのようになるのか」との問いに対し、「全国的には、これまでは定額の幼稚園、保育料ですが、これから国は所得に応じて負担を求めるという方針である。しかし、福崎町ではまだ決めていない」とのことでありました。

その他、幅広い意見、質問が述べられましたが、詳細については割愛をさせていただきます。

次に、議案第59号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

委員から「無認可が認可に変わるのが一番大きな点と思うが」との問いに対し、「町内には無認可保育所はありません。このため、関係してくるのは事業所内保育」とのことでありました。

「第24条で、家庭的保育事業における保育時間は1日につき8時間を原則とある。通常保育所はどこも保育時間を決めていないはずだが、8時間というのは何か」との質疑に対し、「新しい子ども・子育て支援法の施行規則第4条で、保育必要量の認定が規定され、今回保育短時間を8時間と、保育標準時間は11時間とが定められた」とのことでありました。

次に、議案第60号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

「現在、従事していただいている方及び設備で運用できるのか」の質疑に、「しばらくは経過措置で運用する部分もあるが、必要なところは改正していきます」とのことでありました。

次に、議案第61号、福崎町保育の必要性の認定に関する条例の制定についてであります。

保育の必要性の認定は、就労時間をもとに算定し、当町では就労の下限時間を月48時間とし、それを超えると認定となるとの説明でありました。

次に、議案第62号、平成26年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、学校トイレ改修工事についての質疑では、工事は1社で全て行い、工事期間は児童に影響が少ない時期に行う予定であるとのことでした。

続いて、多目的グラウンド整備事業で、スケートボード場について、完成イメージ図とか面積、使用料などについて質疑があり、他市町の参考写真の提示を受けました。位置については、「浄化センターの南の不整形のところを活用したいと考えておりますが、レイアウト等はまだ確定していない」とのことであり、使用料は無料とのことでありました。

学校管理費の八千種小学校の天体望遠鏡の教材備品購入について、「他の学校はどうなっているのか」の質疑で、「今回が初めてですので、他の学校にも貸し出します。今年度天体観測を行い、八千種小だけでなく、他の校区からも親子で参加があった」との報告がありました。

以上が、総務文教常任委員会において審議いたしました結果と経過であります。
皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもって、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議 長 総務文教委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

1 1 番 一般会計の補正予算のところで、多目的グラウンドにスケートボード場を設置するということですが、そのスケートボード場の必要性とか、それから使用料無料というふうなことを言われましたですけど、それはどういう経過でそんなふうになっておるんでしょう。今もう既にそうなおるんでしょうか。

牛尾総務文教 スケートボード場のことでございますが、使用料のことにしましては、今、
常 任 委 員 長 検討をされておりますが、報告のときでは無料と考えているという答弁をいただいております。

現在その児童というか青少年を含めまして、スケートボードというのが盛んというか、そういうふうにする方がたくさんおられるということで、ここの多目的グラウンドの整備に際しまして、浄化センターの不整形なところを利用して、そうする場所を設けることによって、安全というか、ということも図られますし、青少年のそういうスポーツというか、そういうことに理解を示すというか、そういう目的もあって考えているというふうな答弁だったと思います。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに民生まちづくり常任委員長に詳細なる説明を求めます。

小林民生まちづくり常任委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会からの補足報告をさせていただきます。

常 任 委 員 長 議案第56号、平成25年度福崎町水道事業剰余金処分については、ご案内のとおり、当年度の未処分利益剰余金が6,814万円余りありまして、そこから減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に3,000万円を積み立てようとするものであります。

現在、大きな投資を進めておりますので、妥当な処分案かというふうに思われます。

議案第57号につきましては、平成25年度の工業用水道会計の剰余金処分でありまして、1,561万円余りの未処分利益剰余金がございます。このうち200万円を積立金とするものであります。年間の運営経費との兼ね合わせも考えて、これだけが妥当との答でありました。

次に、議案第63号の損害賠償請求事件に係る和解につきましては、一応同意をいたしますと同時に、担保設定等の件についての質疑がありまして、担保価値は評価額で1,700万円というふうな答弁でございました。

議案第64号、道路線の廃止及び認定についてであります。2路線に係る道路線の廃止であります。1点目の町道447号線は、コスモス薬品株式会社の開発に伴い、現道の一部を開発者により6メートルに拡幅、また現道の一部を払い下げしようとするものであります。

拡幅に係る面積は48.48平米、廃止に係る面積は69.49平米、金額に

より清算をして、払い下げるとのことです。

2点目の町道2356号線は、都市計画法に基づく開発行為により築造された道路を町に帰属を受けるものであります。2路線とも審査のため現地調査を実施いたしました。

次に、請願第2号についてであります。手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願でありまして、審査の結果をご報告いたします。

本請願の趣旨は、手話が音声言語として対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することができる環境整備を目的とした法整備を国として実現することが必要であると考えられることから、手話言語法制定を求める意見書を政府と国会に対し提出を求めるものであります。

手話言語に関する権利をより実効性をもって保証していくために、手話言語法の制定が求められていることから、本請願の含意を理解し、全員賛成により採択すべきものと決定した次第であります。

なお、本議会において採択された場合は、意見書の発議を予定をいたしております。

以上が、付託審査の経過と結果であります。

当日は、付託議案の審査終了後、理事者側からの協議事項や報告に対して調査をいたしましたので、その件について報告をいたします。

まず、協議事項が2点ございます。

住民生活課から、公害防止協定に基づく協議では、福伸電機株式会社福崎工場に係る空気圧縮機2台の故障による整備であります。委員会としては了承することといたしました。

まちづくり課から、地区計画区域の見直しに係る協議であります。企業のニーズに応え、従業員を多く抱える企業を町内にとどめることが町の発展にもつながるという観点から、東部工業専用地域の拡大を図るべく、地区計画区域の見直しの検討を進めているとのことです。委員会としては了承することといたしました。

次に、各課の報告事項につきまして、報告をいたします。

健康福祉課からは、神積寺開基一千年並びに本尊御開扉記念事業実行委員会から、巡回バスサルビア号の臨時運行の要望があったため、それを認めるとのことです。平成26年11月9日と11月16日の2日間の日曜日です。臨時運行路線としては、まちなか便でございます。経費は1日4万円で、2日間で8万円、これは実行委員会からの負担でございます。

まちづくり課からは、去る9月3日、午後9時50分ごろに発生した事故についての報告を受けました。町道東部工業団地1号線を通行の自転車が、道路を横断するグレーチングのすき間に挟まり転倒した事故とのことです。今後は定期的なパトロールの強化に努め、再発防止を図るとのことです。福崎町在住の59歳の男性で、けがもされており、あるいは自転車等の破損もあるとのことです。

以上でございます。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、福崎駅周辺整備対策特別委員長に報告を求めます。
小林福崎駅周辺整備対策特別委員長。

小林福崎駅周辺整備対策特別委員長 9月19日に開催をいたしました福崎駅周辺整備対策特別委員会の報告をさせていただきます。
報告事項を3点受けまして、いろいろ質問・協議をいたしました。
1番目には福崎駅周辺整備の取組状況、2番目には業務委託の執行状況、そして入札結果等についての報告がありました。
事業の進捗状況につきましては、現在、用地測量、物件調査を進めておるとのことです。
測量面積は9,020平方メートル、対象用地は55筆であります。既に95%の執行率ということであります。
物件調査は対象物件46件で、5工区に分割して発注をしており、この委員会での報告では、そのうち28件、60%が完了したとの報告でございます。
また、地元説明会もこれに先立って6月20日に行われております。
また、関係機関との協議や調整も進められておりまして、まず、事業推進に必要な予算の確保について、国あるいは県等との協議を進めており、あるいは国会議員も含めて要望活動を進めておるとのことです。
県の施行区間70メートルの同時推進のためにも、県との常設的な調整会議を設置したとのことであり、既にその会合が2回にわたって進められたということでもあります。7月2日に設置、7月2日、7月29日に開催ということになります。
それから、関係企業等との協議として、西日本旅客鉄道株式会社、JRとの協議、あるいはみなと銀行との協議も進めておるとのことです。
今後のスケジュールにつきましては、用地の単価決定が10月中旬になり、そうして個別交渉が12月以降、順次開始をしたいということでございます。
これらの事業が円滑に順調に進んでいくことを祈り、見守っていきたいというふうに思います。
以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。
各委員長からの報告が終わりましたが、10時45分まで休憩いたします。

◇

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
技 監 済みません、閉会中に福崎駅周辺整備対策特別委員会のほうに報告しました福崎駅周辺整備推進室からの報告書に一部誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

議 長 資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分



議長 会議を再開いたします。

技監 資料の３ページの差しかえをさせていただきました。

入札結果についての報告です。資料３ページの２段目の④、まちづくり委託第５５号についてですが、契約額７８８万４，０００円（税込み価格）、予定価格８３８万８００円、こちらのほうが抜けておりました。また、工期のほうも平成２６年１０月３１日までとなっております。よろしくお願いいたします。

日程第４ 討論・採決

議長 日程第４は、討論・採決であります。

それでは、議案第４８号、平成２５年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４８号、平成２５年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第４８号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第４９号、平成２５年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４９号、平成２５年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第４９号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第５０号、平成２５年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５０号、平成２５年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立全員）

- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第５０号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
- 次、議案第５１号、平成２５年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 議案第５１号、平成２５年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。
- 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
- (起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第５１号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
- 次、議案第５２号、平成２５年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 議案第５２号、平成２５年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。
- 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
- (起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第５２号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
- 次、議案第５３号、平成２５年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 議案第５３号、平成２５年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。
- 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
- (起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
- よって、議案第５３号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
- 次、議案第５４号、平成２５年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５４号、平成２５年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、
本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５４号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次、議案第５５号、平成２５年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定
について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５５号、平成２５年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定につ
いて、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、原案のとおり認定するであり
ます。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５５号については、原案のとおり認定することに決定いたしま
した。

次、議案第５６号、平成２５年度福崎町水道事業剰余金処分について、討論を
行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５６号、平成２５年度福崎町水道事業剰余金処分について、本案に対す
る民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５６号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

次、議案第５７号、平成２５年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について、
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第５７号、平成２５年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について、本案
に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第５７号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

次、議案第５８号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５８号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第５８号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第５９号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５９号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第５９号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第６０号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第６０号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第６０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第６１号、福崎町保育の必要性の認定に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第６１号、福崎町保育の必要性の認定に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第62号、平成26年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

2 番 議案第62号の平成26年度福崎町一般会計補正予算について、社会教育課の（仮称）福崎町多目的公園周辺整備の中のスケートボード場建設に反対するものであります。

スケートボードをされている子どもの年齢層は幅広いもので、幼児から高校生くらいまであり、また初心者から上級者までスケートボードの上手下手にもかなりの差があると思われます。町施設で事故が起きた場合、町に責任がのしかかってくる場合も想定されます。路面の不具合や路面への落下とか、スケートボードをされている方同士の接触事故もあるかと思われます。

監視員を置くのか置かないのか、監視員がいても事故が起こるときは起こりますし、事故が起きてしまった場合は監視員の責任にもなりかねません。

そもそも、スケートボードは転倒するおそれがあるため、ヘルメットを着用しておられます。それぐらい危険が伴うということです。スケートボード場よりも、東京スカイツリーの下にあるような、地面から水が噴き出るような噴水や、夏場の熱中症予防のためにもミストシャワーを設置することが好ましいと思われます。

議員各位におかれましては、何とぞご審議の上、よろしくお願いいたします。

議長 反対者の討論が終わりました。

原案に賛成者の討論を求めます。ございませんか。

8 番 本案に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。

このスケートボード場というものは、今現在非常に人気があり、また前回冬季オリンピックにおきましてスノーボードで金メダルを取られた方も、幼少のころからスケートボード等も親しまれておられました。

そういった中で、メジャーではないスポーツかもしれませんが、これからまだまだ発展するスポーツであります。

また、青少年育成において、やはり少し素行の問題があるとも言われております。そういったスポーツをしっかりと日の当たるところに持ってきて、そして健全育成につなげる必要性が、今大変必要だと思われます。

また、スケートボードでは、よく駅周辺のほうで夜間されている方がおられます。こういったことを防止するために、また福崎町においても、これから福崎駅周辺整備が進められる中、せっかくきれいになった駅周辺でそういったことがないよう、きっちりとした場所を提供することで双方に利益があると私は思います。

そういった意味で青少年育成のためにも、スケートボード場の設置を強く望むものであります。

議員各位におかれましては、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第 6 2 号、平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

議 長 起立多数であります。

よって、議案第 6 2 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 6 3 号、損害賠償請求事件に係る和解について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 6 3 号、損害賠償請求事件に係る和解について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 6 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第 6 4 号、福崎町道路線の廃止及び認定について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 6 4 号、福崎町道路線の廃止及び認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 6 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、請願第 2 号、手話言語法制定を求める意見書の提出について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

請願第 2 号、手話言語法制定を求める意見書の提出について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、請願第 2 号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程追加 追加議案の上程、討論・採決

議 長 お諮りいたします。
先ほど採択されました請願第２号に関する意見書が議長宛てに提出されております。

よって、本日この日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第２号、手話言語法制定を求める意見書を議題とすることに決定いたしました。意見書案配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前１１時０６分

再開 午前１１時０８分

◇

議 長 会議を再開いたします。

それでは、意見書案第２号、手話言語法制定を求める意見書について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書に対する説明を民生まちづくり常任委員長に求めます。

小林民生まちづくり 発議について、提案説明をさせていただきます。

常任委員長 手話言語法制定を求める意見書でございます。

先ほどは全員賛成で請願を採択をいただきまして、ありがとうございました。

その趣旨に沿って提案を委員会としてさせていただくものでございます。

手話言語法制定を求める意見書は、先ほど採択されました意見書にありましたとおり、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした仮称でございますが、手話言語法の制定を国に対し強く要望するものでございます。

以上、この意見書につきましては、採択をされましたら、それぞれ政府及び国会の関係機関に提出をするものでございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 以上で、追加議案として上程されました本意見書の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

意見書案第２号、手話言語法制定を求める意見書について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論・採決に入ります。

意見書案第２号、手話言語法制定を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第２号、手話言語法制定を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、意見書案第２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第５ 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法１００条第１３項及び福崎町議会会議規則第１２９条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第６ 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申出であります。
各委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長宛てに提出されております。
それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査申出については、それぞれ申出のとおり、許可することに決定いたしました。

日程第７ 閉会中の継続審査申出

議 長 次の日程は、委員会の閉会中の継続審査の申出であります。
民生まちづくり常任委員長から、委員会において審査中の平成２５年に提出されました請願第１号、ＴＰＰ交渉からの撤退を要求する請願については、お手元に配付しました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、第４５７回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
第４５７回福崎町議会定例会を、閉会することに決定をいたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、９月５日に招集され、本日まで２５日間の会期でありました。

本定例会に提案されました全ての案件につきましては、議員各位には慎重に審議をいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、この間、理事者の皆様には、資料作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会の審議の過程で、議員各位が述べました意見等につきましては、今後の町政に十分反映されますようお願いをいたします。

１０月に近づき秋の気配が一層濃くなってまいりました。議員の皆さんにおかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、議員活動と町政発展のために一層のご精励を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 閉会に当たりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

残暑が残る９月の５日から本日まで、秋らしくなっておりますけれども、２５日間という長い期間にわたって本定例会は開かれました。

この定例会には、重要な町民生活に関係する議案をたくさん提出いたしましたけれども、どの議案に対しましても慎重に審議をしていただきました。その結果として、本日全ての議案に賛同をいただきましたことは、大変うれしく思っているわけでございます。

審議の間にいただきましたご意見、そして質疑、そして私どもが提案いたしました趣旨、それら全てをしっかりと守って、これからの執行に当たってまいりたいと考えております。

季節は秋らしくなっております。祭りも本番近しというところでございます。気候は大変いいわけでありまして、お互いに議員の皆さんは特に健康にご留意されまして、公私にわたって活躍されますことを、心から願ってお礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長 それでは、これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１１時１６分

議 長 議員の皆さんには議会報告会の打ち合わせのため、１１時３０分に第１委員会室にご参集をお願いいたします。

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

平成 2 6 年 1 1 月

福崎町議会議長 志 水 正 幸

福崎町議会議員 宮 内 富 夫

福崎町議会議員 難 波 靖 通